

3-1. 圧縮水素ガスを燃料とする自動車に関する基準 (UN-R134、137 関係)

- 適用範囲

- 圧縮水素ガスを燃料とする自動車 (※1)

- ※1 二輪自動車、側車付二輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。

- 改正概要

- 「フルラップ前面衝突時の乗員保護に係る協定規則 (第 137 号)」の採用に伴い (資料 3－4 参照)、同規則に基づくフルラップ前面衝突試験後の燃料漏れ要件を新たに規定します。(※2)

- ※2 同規則の適用対象である車両総重量 2.8t 以下の定員 10 人以下の乗用自動車及び車両総重量 2.8t 以下の貨物自動車に限る。

- 「水素燃料自動車の安全基準に係る協定規則 (第 134 号)」に基づく認証の相互承認を可能とします。

- 改正時期 (予定)

- 平成 28 年6月

- 適用時期 (予定)

自動車の種別	車両総重量	適用時期 (新型車)
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの	3.5t 以下	平成 30 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人未満のもの (輸入自動車に限る。)	3.5t 以下	平成 32 年 9 月 1 日
	3.5t 超	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 10 人のもの	－	平成 35 年 9 月 1 日
専ら乗用の用に供する自動車であって乗車定員 11 人以上のもの	－	平成 30 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 以下	平成 35 年 9 月 1 日
貨物の運送の用に供する自動車	2.8t 超	平成 30 年 9 月 1 日